

大和市告示第34号

大和市成人歯科健康診査事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市成人歯科健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを持ち続けられるよう、その歯の喪失を予防することを目的とする成人歯科健康診査事業を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による成人歯科健康診査（以下「健診」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として本市の住民基本台帳に記録されている者であって、40歳、50歳、60歳又は70歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までにあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者は、健診の対象としない。

(受診回数)

第3条 健診を受けることができる回数は、対象者1人当たり1年度につき1回とする。

(健診の内容)

第4条 健診は、次に掲げる内容により実施する。

- (1) 歯周疾患に関連する自覚症状の有無等を聴取する問診
- (2) 歯、歯周組織等の口腔内の状況について検査する歯周組織検査

(受診券の交付)

第5条 市は、毎年度、当該年度の対象者に別に定める成人歯科健診受診券（以下「受診券」という。）を郵送（これに準ずる方法を含む。）により交付する。

2 受診券の有効期限は、市長が別に定める。

(自己負担金)

第6条 受診券を使用する場合の受診者の自己負担金は、健診1回につき500円とする。

2 前項及び次条の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者その他市長が特に必要と認める者は、自己負担金を支払うことを要しない。

（受診方法）

第7条 健診を受けようとする者は、市が指定する医療機関に対し、あらかじめ受診の申込みをするものとする。

2 健診を受けようとする者は、受診の際に当該医療機関に受診券を提出し、自己負担金を支払うものとする。

（受診費用の精算方法）

第8条 前条第2項の規定により医療機関に提出された受診券に係る受診費用の精算方法は、別に定める。

（譲渡の禁止）

第9条 受診券の交付を受けた者は、これを譲渡してはならない。

（不正利得による返還）

第10条 偽りその他不正な手段により受診券を取得し、又はこれにより健診を受けた者があるときは、市長は、その者に対し当該受診券又は当該健診費用に相当する額からその者が支払った自己負担金の額を差し引いた額の返還を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 受診券の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

（大和市骨粗しょう症検診事業実施要綱の一部改正）

3 大和市骨粗しょう症検診事業実施要綱（令和4年大和市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「）は」の次に「、原則として本市の住民基本台帳に記録されている女性であって」を加え、「あり、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている女性」を「あるもの」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、第1号及び第2号に掲げる者については」を加え、「、対象」を「対象」に改める。

第5条第2項中「交付を受けた日の属する年度内において」及び「日とする」を削る。

第6条第2項中「支援給付を受けている者」の次に「その他市長が特に必要と認める者」を加える。

第10条中「受診券に相当する検診費用」を「検診費用に相当する額からその者が支払った自己負担金の額を差し引いた額」に改める。